

**2023.2.28 衆議院山崎誠議員提出質問主意書とその答弁書からわかったこと Q&A&C**

令和5年2月28日提出 質問第9号

**「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書**

提出者 山崎 誠

令和五年三月十日 答弁する 内閣総理大臣 岸 田 文 雄

・・・・・・・・・・ (詳しいQ&A&Cは3ページ以降を参照して下さい) ・・・・・・・・・・

**<概要：質問の骨子と答弁の要旨 1～2頁>**

内閣府中央防災会議が、2020年3月22日にまとめた「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書\*1」（以下、報告書）で六ヶ所村は震度6強（830～1500ガル程度）の地震動が想定されると報告された。ところが六ヶ所再処理工場（以下、工場）の設計基準地震動は700ガルである。工場は震度6強の地震に耐えるのかと2022年8月質問主意書を提出して頂いたが、回答がなく、今回再度質問していただいた。また内閣府は公共施設等の耐震化にあたっては震度6強以上の揺れにも耐えることを要求している。これに対し国は「基準地震動による地震力に耐えられること等を求めている」この審査をし評価しているので「震度6強に耐えられるのか」についての判断は行っていないとの回答があった。

以下各質問とその答弁の概要 [→：国答弁 \*：コメント]

**質問一** 報告書で公共施設は震度6強の耐震が求められている、六ヶ所村は震度6強だが工場は耐えるのか→原子力施設については、原子力規制委員会は法、規則等に定める基準に基づき、基準地震動による地震力に耐えられること等を求めている。「震度6強を指定して要求」は必要ない。

\*この件で山崎議員は昨年11月国会質問した。山中委員長は2022年第430回新審査会合で工場が耐えるかどうかを審査したと答えた。資料で日本原燃は内閣府と日本原燃の想定地震とを比較し「当社の地震動評価への影響はないと評価した」この評価資料資料1-2の38頁<sup>☆</sup>について以下質問した。

☆：9頁に掲載

**質問二**

1) 日本原燃が想定した検討用地震強震動生成域 SMGA1 の地震エネルギーは全体の地震エネルギーの5.0%に過ぎない。巨大地震の一部域の SMGA を内閣府検討のものと比較し、全体の耐震安全を判断することは可能なのか。→「一部域の SMGA を比較」であったとしても地震動の影響を適切に評価できるものと考えている。\*一部の SMGA だけではなく他の SMGA や背景領域からもたらされる地震波の相加作用や長周期地震動等地震全体の影響を基に耐震安全を評価判断すべきであろう。

2) 日本原燃が三十八頁の表のパラメータを推定した方式は震災前の方式。一方、内閣府は3.11震災を踏まえた独自の方式でパラメータを推定したものである。異なる方式で推定されたパラメータを比較し、耐震安全が科学的に判断できるのか。→「異なる方式で推定されたパラメータ」であるとしても、設定された強震動生成域が、同じ位置関係にあるため、地震動の影響を適切に評価できている。

\*なぜ内閣府方式で再計算し各パラメータを求め比較することを検討しないのか。簡単にできるはずだ。

3) 内閣府は日本原燃の SMGA4 と 5 は 3.11 地震でエネルギーを放出したので今後最大クラスの地震は当面生じないとし省略している。日本原燃はこのような地域になぜ SMGA を二つも設定したのか、審査会では問題とならなかったのはなぜか →当該設定の適否について、特段の議論はなかった。\*いい加減な審査で終わっているように伺える。

4) 3.11 地震における各 SMGA の応力降下量から、内閣府はその最大値をとり SMGA①の応力降下量を 30MPa とした。日本原燃の SMGA1 は 34.5MPa としたがこの値を想定した根拠は。

→日本原燃は M7.4 を記録した昭和 53 年の宮城県沖地震のデータから 34.5MPa と設定。

\* 強震観測網 K-NET 等の強震記録一覧データ\*が公開されたのは 1996 年 5 月以降である。昭和 53 年 1978 年の情報では古すぎて現状にそぐわない。

### 質問三

原子力規制委員会は、報告書において、六ヶ所村が防災の立場で震度六強と想定されたことを新知見として真摯に受け止め、厳重に審査し、工場の耐震安全について、最大限の安全を担保する立場から、国民へ説明責任を果たすことが求められているのではないか。

福島第一原発事故の教訓を受け、国民が信頼できる厳正な耐震安全審査対応を行い、原子力事故防止に最善かつ最大の努力をして、国民の生命、健康、財産、環境を守ることが、原子力規制委員会の使命のほずである。この間の耐震安全審査の過程を振り返ると、原子力規制委員会が、本当にその使命を果たそうと努めているのか、疑問を抱かざるを得ない。改めて見解を示されたい。

→ 原子力規制委員会としては、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図るべく、御指摘の「この間の耐震安全審査の過程」を含め、専門的な知見に基づく中立公正な立場での厳格かつ適正な原子力施設に対する審査の実施、当該審査に係る会合の資料、議事録等の適切な公開及び立地自治体等関係者への丁寧な説明を進めてきているところである。

\* 省略 (まとめへ)

### <まとめ>

内閣府中央防災会議が防災の立場から六ヶ所村周辺が震度六強（八百三十～千五百ガル程度）の地震動を想定している。また青森県の危機管理局防災危機管理課が二〇一四年三月公開した報告書でも六ヶ所村は震度六強地域になっている。これを新知見と受け止め厳重審査することが国民の不安を解消することであり、原子力規制委員会の任務と責任ではないかと問うた。また福一原発事故の教訓（津波が予測されていたに関わらずその対応をしていなかった）を受けるとき、二つの行政機関で震度六強の大地震を予想しているならばその対策を講じることは当然であろう。これに対し「専門的な知見に基づく中立公正な立場での厳格かつ適正な原子力施設に対する審査の実施、当該審査に係る会合の資料、議事録等の適切な公開及び立地自治体等関係者への丁寧な説明を進めてきているところである。」と答えた。質問二の答弁は地震について専門的かつ明確に答えていない。また事業者優先で国民を原子力災害から守る姿勢がない驚くべき答弁があった。このように中立公正でないことは質問一の答えで明らかだ。丁寧な説明は立地自治体等関係者だけであり、国民への説明とはなっていない。原発の 60 年超運転の原子力規制委員会内での議論を見ても中立公正、独立性がすっかり揺らいだことがはっきりしている。国民のパブコメはアリバイづくりの形になっている。原子力規制委員会の本来の設立精神に立ち戻るべきだ。今回の答弁で、六ヶ所再処理工場が震度六強に耐えるかの再三の問に答えないままで、済ませようとしている姿勢がはっきりした。

この高レベル廃液約二百m<sup>3</sup>、使用済燃料約三千トンには、福島第一原発事故で大気中に放出したセシウム一三七の各々約三十倍、約六百倍含まれている。このような施設では、冷却機能の喪失等による重大事故が懸念されるため、最も厳しい耐震が要求されることは論を待たないはずである。震度6強に耐える施設、設計基準地震動1500ガルの耐震を、できなければ撤退を求めましょう。

※ 山崎誠衆議院議員にはこの面倒な問題のご理解をいただき、質問主意書、国会質問など国を質していただきいつも大変感謝しております。

## 2023.2.28 衆議院山崎誠議員提出質問主意書とその3.10 受領答弁書とそのコメント Q&A&C

\*以下 Q&R&A にある URL は参考資料として付け加えたもので、正式文書にはないものです。

.....

令和五年二月二十八日提出 質問第九号

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書

提出者 山崎 誠

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a211009.pdf/\\$File/a211009.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a211009.pdf/$File/a211009.pdf)

.....

内閣衆質二一一第九号 令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員山崎誠君提出「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b211009.pdf/\\$File/b211009.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b211009.pdf/$File/b211009.pdf)

.....

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び  
日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書

内閣府中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループが、令和四年三月二十二日にまとめた「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書\*1」（以下、報告書という。）と日本原燃六ヶ所再処理工場（以下、工場という。）の耐震安全審査に関しては、第二百九回質問第一九号「内閣府『日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告』と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書\*2」（以下、前質問主意書という。）を提出した。その質問への回答を踏まえて、さらに確認すべき点があるため、以下質問する。

### <質問一の1と2>

\*1 [https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/WG/pdf/220322/shiryo03.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/pdf/220322/shiryo03.pdf)

\*2 <http://sanriku.my.coocan.jp/220815Q&A&C.pdf>

一 報告書の内容と前質問主意書に関して質問する。

1 報告書三十頁において、公共施設等の耐震化にあたっては、「これらの重要施設や津波避難ビル、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物等においては、例えば震度六強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう、耐震性に余裕を持たせることも検討する必要がある。」と震度六強を指定して要求している。放射性物質を大量に保管している原子力施設においても当然この要求を満たすべきではないか。見解を示されたい。

2 工場の高レベル廃液約二百m<sup>3</sup>、使用済燃料約三千トンには、福島第一原発事故で大気中に放出したセシウム一三七の各々約三十倍、約六百倍含まれている。このような施設では、冷却機能の喪失等による重大事故が懸念されるため、最も厳しい耐震が要求されると考えられる。

報告書において、六ヶ所村は震度六強と想定されている。国土交通省国土技術政策総合研究所が

公開した震度と加速度の対応表<sup>\*1</sup>では、震度六強は最大加速度範囲が八百三十～千五百ガル程度とされている。工場は、当初設計基準地震動三百七十五ガルで建設された。その後二〇〇七年に四百五十ガル、二〇一四年に六百ガル、二〇一八年に七百ガルと訂正され、現在に至っている。

工場の設計基準地震動七百ガルは、内閣府が推計する六ヶ所村の想定震度六強の加速度を大きく下回っているが、これで工場の施設設備は震度六強の地震に本当に耐えられるのか、疑問がぬぐえない。

昨年八月、私が提出した前質問主意書で、この点につき質問したが、明確な回答を得られなかった。工場が、震度六強に耐えられるのか、どのような審査を経て判断されているのか明確に示されたい。

\*1 <http://sanriku.my.coocan.jp/SI&maxA.pdf>

### (答弁、 一について)

衆議院議員山崎誠君提出 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び日本原燃 六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「例えば震度六強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう」との記載は、公共施設等における耐震化の対策の在り方が例示されたものであり、当該対策の具体的な内容については、当該施設等の分野ごとに御指摘の「報告書」を踏まえて所管省庁等において検討される耐震基準等に基づいて、当該施設等の管理者において着実に進められることが重要であると考えている。その上で、原子力施設が有すべき耐震性については、原子力規制委員会として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)及び原子力規制委員会規則等に定める基準に基づき、基準地震動による地震力に耐えられること等を求めている。このため、同委員会として、御指摘のように「震度六強を指定して要求」することは必要ないと考えており、また、御指摘のように「震度六強に耐えられるのか」についての判断は行っていない。

### [質問一、 コメント]

質問一には1と2があるが、まとめて答弁されている。

質問1では公共施設等の耐震は震度六強を内閣府中央防災会議が要求しているが、放射性物質を大量に保管している原子力施設はこの要求を満たすべきではないか、見解を求めた。しかしこれに直接答えず、内閣府報告書を踏まえ検討される耐震基準等に基づき「当該施設管理者において着実に進められることが重要」との答えであった。内閣府は防災の観点から要求している、ところが答弁書は施設管理者が進めることが重要という、国民の防災よりも事業推進を優先する姿勢を打ち出している。(二〇一八年に基準地震動が七〇〇ガルに変更、内閣府報告は二〇二〇年に出された、この報告を踏まえ基準地震動見直し等の厳重な審査は行われてはいない。)

質問2では工場の設計基準地震動は七〇〇ガルである、しかし内閣府は六ヶ所村は震度六強(八百三十～千五百ガル程度)の地震動が想定されている。これで工場は震度六強に耐えるのかその審査はされたのかとの質問である。これに工場は「基準地震動による地震動に耐えられることを求めている。」そのため「震度六強に耐えられるのかについての判断は行っていない。」と答弁があった。震度六強の地震の襲来が予測されているにも関わらず、国民を大地震による原子力施設の災害から守るよりも、工場の竣工を着実に進めることが重要とする姿勢を明確にした驚くべき無責任な答弁であった。

## <質問二の1>

二 令和四年十一月二日第二十回国会経済産業委員会における私の質問において、山中伸介原子力規制委員会委員長は、「日本原子燃料株式会社再処理事業所につきましては、令和二年四月に公表されました内閣府日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会の概要報告について、同年五月の技術情報検討会において、日本原子燃料株式会社再処理事業所に対する審査内容に影響がないことを確認しております。」と答弁<sup>\*1</sup>した。この答弁にある「令和四年二月の審査会合」は、二月四日に行われた第四百三十回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合と推量<sup>\*2</sup>される。その会合資料一一二の三十八頁<sup>\*3</sup>では、内閣府日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会の想定と日本原燃が想定する検討用地震とを比較し「当社の地震動評価への影響はないと評価した」との記載がある。そこで以下質問する。

\* 1 <http://sanriku.my.coocan.jp/221205Q&A&C.pdf>

\* 2 [https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear\\_facilities/200000143.html](https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear_facilities/200000143.html)

\* 3 [http://sanriku.my.coocan.jp/220204data1\\_2p38.pdf](http://sanriku.my.coocan.jp/220204data1_2p38.pdf)

1 日本原燃が想定したモーメントマグニチュードMw九・〇のときの地震モーメントM<sub>o</sub>は三・九八E+二十二Nmであり、三十八頁の表の日本原燃の検討用地震強震動生成域SMGA1のM<sub>o</sub>は二・〇E+二十一Nmと示されており、全体の五・〇%に過ぎない。SMGAが複数連動して動いたのが二〇一一年東北地方太平洋沖地震（以下「二〇一一年地震」とする）ではなかったのか。このような巨大地震の一部域のSMGAを比較し、全体の耐震安全を判断することは可能なのか。その根拠について政府の見解を示されたい。

なお、内閣府の想定地震Mw九・一のときの地震モーメントM<sub>o</sub>は五・六二E+二十二Nmである。比較された内閣府のSMGA①のM<sub>o</sub>は一・八E+二十一Nmであり、こちらも全体の三・二%とわずかである。

### (答弁、二の1について)

原子力規制委員会としては、御指摘のように「一部域のSMGAを比較」するのであったとしても、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)が設置される敷地の近くの震源域に日本原燃によって設定された強震動生成域(以下「SMGA一」という。)における情報に基づき、SMGA一と六ヶ所再処理施設が設置される敷地の位置関係、SMGA一における応力降下量等を勘案することにより、六ヶ所再処理施設が設置される敷地における地震動の影響を適切に評価できるものと考えている。

### [質問二の1, コメント]

山崎議員の国会質問に対し山中伸介原子力規制委員会委員長は、「日本原子燃料株式会社再処理事業所につきましては・・・」と答えたが、日本原子燃料株式会社ではなく「日本原燃株式会社」の間違ひであるが議事録通りの会社名になっている、山中委員長は同じ誤りを二箇所て発言しており再処理工場の事業主をしっかりと把握していないのではないか。

この質問は専門的な内容である。日本原燃は地震全エネルギーの五%と内閣府は約三%の強震動生成域SMGAを比較し内閣府の想定地震は日本原燃の「地震動評価に影響はないと評価した」と出ている。このような僅かな領域を比較しただけで評価できるのかその根拠を問うたが、根拠を示さず「適切に評価できるものと考えている。」と答弁している。「考えている」と答えているように根拠を示すことができない。このように地震学はまだ実際の地震データに基づく発展途

上の学問である。一部の SMGA だけではなく他の SMGA や背景領域からもたらされる地震波の相加作用や長周期地震動等地震全体の影響を基に耐震安全を評価判断すべきであろう。事業者が都合のよいようにパラメータを提起しデータを解釈し提出された報告が審査会で容認されていることが見えてくる。

### <質問二の2>

日本原燃が三十八頁の表のパラメータを推定した方式は、地震調査委員会の強震動予測レシピ(二〇〇九年)等の方式(第三百三十九回審査会資料一四一八十七頁)\*<sup>1</sup>と記載されている。一方、内閣府は二〇一一年地震を踏まえた独自の方式でパラメータを推定したものである。内閣府の方式により求めた震度分布は二〇一一年地震の震度分布を概ね再現できている。

このように、異なる方式で推定されたパラメータを比較し、耐震安全が科学的に判断できるのか。見解を示されたい。

\* 1 <https://www2.nra.go.jp/data/000302308.pdf>

#### (答弁 二の2について)

二の2について

原子力規制委員会としては、御指摘のように「異なる方式で推定されたパラメータ」であるとしても、SMGA一と内閣府日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会で示されている日本海溝(三陸・日高沖)モデルに基づき設定された強震動生成域が、それぞれ六ヶ所再処理施設が設置される敷地とおおむね同じ位置関係にあるため、両者における応力降下量等を比較することにより、六ヶ所再処理施設が設置される敷地における地震動の影響を適切に評価できているものと考えている。

#### [質問二の2 コメント]

日本原燃と内閣府が設定した強地震動生成域 SMGA のパラメータは、日本原燃は3.11東日本大震災前の方式(全域モデル)、内閣府は3.11時の大地震を踏まえた方式(SMGAのみのモデル)で求めた値であった。異なる方式であることを国は認めている。異なる方式で求めた値で比較しても無意味であることは誰もがわかることである。しかし、国は日本原燃が提出した比較で「適切に評価できているものと考えている。」と自信のない「考えている」とする答えであった。なぜ内閣府方式で再計算し各パラメータを求め比較することを検討しないのか、簡単にできることであろう。それをせずに「再処理工場は震度6強に対応できる」とするのは非科学そして無責任極まりない。

### <質問二の3>

三十八頁の図にかかわり、内閣府は日本原燃のSMGA四と五の二つは、二〇一一年地震でエネルギーを放出したので今後最大クラスの地震は当面生じないとし省略している(報告書図表集共通編四十頁\*<sup>1</sup>)。日本原燃はこのような地域になぜSMGAを二つも設定したのか、政府として理解していることを示されたい。加えて、審査会ではこの点は問題とならなかったのはなぜか、明確に示されたい。 \* 1 [https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/model/pdf/hokoku\\_zuhyo1.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/pdf/hokoku_zuhyo1.pdf)

#### (答弁、二の3について)

原子力規制委員会としては、日本原燃において、「震源断層を特定した地震の強震動予測手法\*<sup>1</sup>(「レシピ」)」(平成二十八年六月地震調査研究推進本部地震調査委員会作成)に沿って、御指摘の

「SMGA 四と五」を設定したものと承知している。また、当該設定は、地震調査研究推進本部地震調査委員会が過去の地震に関する知見に基づいて三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を行うために区分した震源域に対応して行われたものであることから、法第四十四条の四第一項の規定に基づき日本原燃から平成二十六年一月七日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請の審査において、当該設定の適否について、特段の議論はなかった。

\*1 [https://www.jishin.go.jp/main/chousa/16\\_yosokuchizu/recipe.pdf](https://www.jishin.go.jp/main/chousa/16_yosokuchizu/recipe.pdf)

### [質問二の3, コメント]

内閣府は日本原燃の強震動生成域SMGA四と五の二つは、二〇一一年地震でエネルギーを放出したので今後最大クラスの地震は当面生じないとし省略したのに関わらず、なぜ日本原燃は組み込んで評価したのか、原子力規制委員会の審査でなぜ問題にならなかったのかとの質問である。2016年12月26日の第176回の審査会資料で日本原燃は日本海溝巨大地震の想定モーメントマグニチュードをMw8.3から9.0に変更している。ここでSMGA4と5が設定されたものと思われるが、なぜエネルギーが放出された領域で2つもSMGAを設定したのかについては答えていない。2014年1月7日の変更申請書は設計基準地震動600ガルで海溝巨大地震はMw8.7であり、この段階でSMGA4, 5が設定されていたのかは不明だ。この設定は2014年11月に青森県が日本海溝大地震Mw9.0を想定\*1(六ヶ所村震度6強)したことによるものと思われる。審査議事録や資料を見てもこの問題に関する議論がなされた記録は見えない。「当該設定の適否について、特段の議論はなかった」とは地震動に詳しい専門家が日本原燃にも原子力規制委員会にもいなかったからではないのか。日本海溝大地震について3.11東日本太平洋沖地震を真摯に踏まえない、いい加減な審査で終わっているように伺える。

\*1 質問三コメント末尾の\*1 URLを参照のこと

### <質問二の4>

三十八頁の表において、二〇一一年地震における各SMGAとその応力降下量は、概ね十五～三十MPaの範囲にあるので、内閣府はその最大値をとりSMGA①の応力降下量を三十MPaとした。しかし、日本原燃のSMGA1では範囲外の値である三十四・五MPaを採用している(三十八頁の表)が、この値を想定した根拠について、政府の理解しているところを示された

い。

#### (答弁、二の4について)

原子力規制委員会としては、日本原燃において、マグニチュード七・四を記録した昭和五十三年の宮城県沖地震の情報を参照し、SMGA1における応力降下量を三十四・五メガパスカルと設定したものと承知している。

### [質問二の4, コメント]

防災科学技術研究所による強震観測網K-NET, KiK-netの地震一覧、強震記録一覧データ\*1が公開されたのは1996年5月以降である。これ以降電子基準点等の観測網が整備され地震後すぐに各地のマグニチュード等の詳細データがわかるようになった。昭和五十三年(1978年)6月12日の宮城県沖地震\*2はその18年前である。家屋倒壊被害が甚大のため建築基準法を改正し耐震基準の強化がなされることになった地震である。観測網の不備な時代の情報を参照し応力降下量の数値を設定したとのことだが、これは現状にそぐわない非科学的で安易なやり方ではないか。事業者が選出したこのような過去の値をそのまま受け入れ、現状を精査して出てきた内閣府のデータと比較し審査する意味はあるのだろうか。人々の信頼を裏切る審査ではないか。

\* 1 <https://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/quake/>

\* 2 [https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%AE%E5%9F%8E%E7%9C%8C%E6%B2%96%E5%9C%B0%E9%9C%87\\_\(1978%E5%B9%B4\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%AE%E5%9F%8E%E7%9C%8C%E6%B2%96%E5%9C%B0%E9%9C%87_(1978%E5%B9%B4))

### <質問三>

原子力規制委員会は、報告書において、六ヶ所村が防災の立場で震度六強と想定されたことを新知見として真摯に受け止め、工場の施設設備がこの震度に耐えるかどうか厳重に審査し、工場の耐震安全について、最大限の安全を担保する立場から、国民へ説明責任を果たすことが求められているのではないか。

福島第一原発事故の教訓を受け、国民が信頼できる厳正な耐震安全審査対応を行い、原子力事故防止に最善かつ最大の努力をして、国民の生命、健康、財産、環境を守ることが、原子力規制委員会の使命のはずである。この間の耐震安全審査の過程を振り返ると、原子力規制委員会が、本当にその使命を果たそうと努めているのか、疑問を抱かざるを得ない。改めて見解を示されたい。右質問する。

(答弁、三について)

原子力規制委員会としては、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図るべく、御指摘の「この間の耐震安全審査の過程」を含め、専門的な知見に基づく中立公正な立場での厳格かつ適正な原子力施設に対する審査の実施、当該審査に係る会合の資料、議事録等の適切な公開及び立地自治体等関係者への丁寧な説明を進めてきているところである。

#### [質問三の、コメント]

内閣府中央防災会議が防災の立場から六ヶ所村周辺が震度六強（八百三十～千五百ガル程度）の地震動を想定している。また青森県の危機管理局防災危機管理課が二〇一四年三月公開した報告書<sup>\*1</sup>でも六ヶ所村は震度六強地域になっている。これを新知見と受け止め厳重審査することが国民の不安を解消することであり、原子力規制委員会の任務と責任ではないかと問うた。また福一原発事故の教訓（大津波が予測されていたに関わらずその対応をしていなかった）を受けるとき、二つの行政機関で震度六強の大地震を予想しているならばその対策を講じることは当然であろうと問うた。これに対し「専門的な知見に基づく中立公正な立場での厳格かつ適正な原子力施設に対する審査の実施、当該審査に係る会合の資料、議事録等の適切な公開及び立地自治体等関係者への丁寧な説明を進めてきているところである。」と答えた。質問二の答弁は地震について専門的ではないことが明確である。また事業者優先で中立公正でないことは質問一の答えで明らかだ。丁寧な説明は立地自治体等関係者だけであり、国民への説明とは述べていない。原発の60年超運転の原子力規制委員会内での議論を見ても中立公正、独立性がすっかり揺らいだことがはっきりしている。国民のパブコメはアリバイづくりの形になっている。原子力規制委員会の本来の設立精神に立ち戻るべきだ。今回の答弁で、六ヶ所再処理工場が震度六強に耐えるかの再三の間に答えないまま、済ませようとしている姿勢がはっきりわかった。

\* 1 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/bosaikikikanri/files/gaiyouban.pdf>



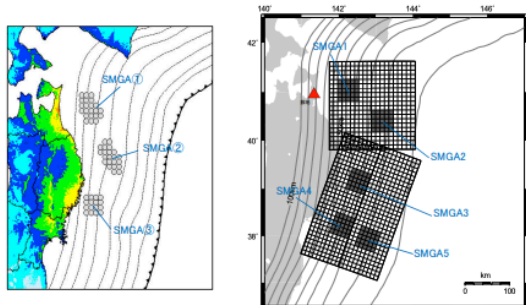
(参考資料) 日本原燃が内閣府の評価は「当社の地震動評価へ影響はない」とした資料  
 令和4年(2022年)2月4日に行われた第430回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会  
 合 会合資料1-2の38頁

[https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear\\_facilities/200000143.html](https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear_facilities/200000143.html)

②「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」(内閣府(2020))の地震動評価への影響について



- 敷地に近く、影響が大きいと考えられる検討用地震のSMGA1と日本海溝モデルのSMGA①を比較すると、基本ケースでは概ね同じ位置に同程度の面積を想定している。
- また、応力降下量、短周期レベルともに、検討用地震のSMGA1の方が日本海溝モデルのSMGA①よりも大きな値である。



内閣府(2020)の日本海溝モデルと検討用地震の断層パラメータの比較

敷地に近いSMGAの諸元		検討用地震 SMGA1	内閣府(2020) SMGA①
地震モーメント	Nm	2.0E+21	1.8E+21
面積	Km <sup>2</sup>	2500	2746.6
応力降下量	MPa	34.5	30.0
短周期レベル	Nm/s <sup>2</sup>	1.86E+20	1.70E+20

内閣府(2020)の日本海溝モデル(左)と検討用地震(右)の比較

- 以上より、内閣府(2020)の知見を踏まえても、当社の地震動評価への影響はないと評価した。